|  |
| --- |
| 【大牟田市基準緩和型通所サービス】  この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。「＊＊＊」は開設者名（法人名）を、「△△△」は事業所の名称を、「□□□」はサービス提供場所の名称を記載。 |

大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業

基準緩和型通所サービス運営規程

（事業の目的）

第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型通所サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等の利用者に対し、基準緩和型通所サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な基準緩和型通所サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　基準緩和型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　基準緩和型通所サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

３　基準緩和型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

４　前３項のほか、大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び大牟田市基準緩和型通所サービスに係る第１号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱に規定する内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所及びサービス提供場所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　△△△

（２）所在地　　大牟田市○○丁目○番○号

２　サービス提供場所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　□□□

（２）所在地　　大牟田市○○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、基準緩和型通所サービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）従事者

従事者は、基準緩和型通所サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日と○曜日とする。ただし、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　午前○時○分から午後○時○分までとする。

（３）サービス提供時間　午後○時○分から午後○時○分までとする。

（基準緩和型通所サービスの利用定員）

第６条　利用定員は、○名とする。

（基準緩和型通所サービスの内容）

第７条　基準緩和型通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）運動、レクリエーション等の実施

（２）入浴時の見守り

（利用料等）

第８条　基準緩和型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、大牟田市基準緩和型通所サービスに係る第１号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱に規定する額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額とする。

（１）実施地域以外から片道○○キロメートル未満　　○○○円

（２）実施地域以外から片道○○キロメートル以上　　○○○円

３　食事の提供に要する費用については、○○円を徴収する。

４　おむつ代については、○○円を徴収する。

５　その他、基準緩和型通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

６　前５項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

７　基準緩和型通所サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

８　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、大牟田市とする。

（衛生管理等）

第１０条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　利用者の使用する施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は基準緩和型通所サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　基準緩和型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　基準緩和型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　基準緩和型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第１４条　基準緩和型通所サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した基準緩和型通所サービスに関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した基準緩和型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１７条　事業所は、従業者の資質向上に努めるものとする。

２　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、基準緩和型通所サービスに関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第１８条　事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするとこは、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を大牟田市へ届け出なければならない。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

（２）廃止し、又は休止しようとする理由

（３）現に基準緩和型通所サービスを受けている者に対する措置

（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。